ACSES ニュースレター_２２９５号（2022 年４月 11 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（13 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇旭化成グループ会社工場火災、消火活動６時間以上続く　けが人はなし〈新聞報道〉／延岡市　旭化成ベンベルグの工場火災　１０日朝に鎮火　宮崎県〈放送報道〉
◇その他の事故、事件
・豪裁判所、トヨタ車の欠陥認定　高額賠償の可能性―メディア報道〈Web 報道〉
・データ改ざん、４．６万台リコール　日野自、排ガス基準満たさぬ恐れ〈Web 報道〉
◇事故、事件の続報
・日大、次期理事長は学外から　７月１日に新体制発足へ〈Web 報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・「ＡＶ強要」被害後絶たず　中高生にも影響懸念―「１８歳成人」対策訴え〈Web 報道〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２８２報）〈厚生労働省〉
・侵入検知器、ネズミかじり故障？　東電福島第1原発〈Web報道〉
・令和３年度末における除去土壌等（帰還困難区域を除く）の輸送状況について〈環境省〉
[大噴火対策]
・噴火津波、到達時間発表へ　ほぼ音速「気圧波」要因〈Web 報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇濃厚接触言えずに…出勤　「同僚や客に迷惑かかる」　専門家警告「リバウンドも」〈新聞報道〉
[3] 健康安全
◇小学校高学年から中学生の３割 うつ症状あっても「相談しない」〈放送報道〉
[4] 肥料
◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 699 号）〈官報〉
[5] 食品安全衛生関係
◇遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（文部科学省・環境省告示第１号）〈官報〉
◇食品ロスから価値ある食品　サーキュラーフード目指すコオロギ研究者〈新聞報道〉
[6] 環境安全関係
◇第 89 回作業環境測定士試験の実施（厚生労働省）
[7] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　１件
[8] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　１件
[9] その他

花海棠（ハナカイドウ）

◇インフルエンザ、感染症関係：３件　　◇その他：４件
［付録］
◇第 89 回作業環境測定士試験の実施（厚生労働省）

****

［1］***化学物質関係事故、事件関係***

◇旭化成グループ会社工場火災、消火活動６時間以上続く　けが人はなし
＜朝日新聞　2022 年４月９日＞
https://www.asahi.com/articles/ASQ497F2HQ49TIPE00T.html?iref=sp_nattop_feature_list_n
　9 日午後 3 時半ごろ、宮崎県延岡市の旭化成ベンベルグ工場（旭町４丁目）の従業員から「工場内で火災が発生した」と、宮崎県警延岡署に通報があった。
　署や市消防本部などによると、消防車 11 台が出動して、午後 9 時 40 分現在も消火活動にあたっている。けが人は確認されていないという。
　出火した場所は、工場内の「乾燥小屋」という建物内といい、中にある紙や筒、すのこなどが燃えているという。
　現場は、市中心部に立地する旭化成の主要工場の一つで、繊維製品を製造している。旭化成によると、出火原因は 9 日時点では不明という。
　近くには住宅や商業施設もあり、同社は、近隣住民や関係者に対して「多大なるご心配とご迷惑をおかけしておりますことを深くおわび申し上げます」としている。

・延岡市　旭化成ベンベルグの工場火災　１０日朝に鎮火　宮崎県
＜テレビ宮崎　2022 年４月 10 日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/344890
9 日に延岡市の旭化成ベンベルグ工場で起きた火災は、10 日朝に鎮火しました。
この火事によるけが人はいませんでした。
9 日午後 3 時半ころ、延岡市の旭化成ベンベルグ工場から黒煙が出ていると消防に通報がありました。
警察などによりますと、火災が発生したのは工場内にある 4 階建ての建物の 1 階部分で、紙や筒、すのこなどが燃えたということです。
消防車 11 台が出て消火活動が行われ、10 日午前 7 時過ぎに鎮火しました。
この火事によるけが人はいませんでした。
今のところ工場周辺への被害も確認されていないということです。
警察と消防では、11 日朝から現場検証を行い火事の原因を調べることにしています。
旭化成では、3 月に、グループ会社の火薬工場で爆発事故が発生し、1 人が亡くなっています。

◇その他の事故、事件

・豪裁判所、トヨタ車の欠陥認定　高額賠償の可能性―メディア報道
＜時事ドットコム　2022 年４月８日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022040800236&g=int
　オーストラリア連邦裁判所は７日、トヨタ自動車が同国で販売した一部の車両に搭載された排ガスフィルターに欠陥があったと認定した。この問題をめぐり集団訴訟が提起されていた。現地メディアが報じた。
　報道によると、訴訟の原告らは２０１５～２０年に販売されたピックアップトラック「ハイラックス」やスポーツ用多目的車（ＳＵＶ）「フォーチュナー」「プラド」のディーゼルエンジン車で、排ガス微粒子の除去フィルターに欠陥があったと主張。燃費悪化やエンジンの劣化を招いたとして、トヨタ豪州法人を相手取り提訴していた。

判決は、トヨタ車約２６万台について、フィルターの欠陥で価値が低下したと認めた。全ての所有者が損害賠償を請求した場合、賠償額は２０億豪ドル（約１８５０億円）を上回る可能性があるという。

・データ改ざん、４．６万台リコール　日野自、排ガス基準満たさぬ恐れ

＜時事ドットコム　2022年3月25日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022032501275&g=eco

日野自動車は２５日、排ガスが基準値を満たさない恐れがあるとして、中型トラック「日野レンジャー」計４万６７４６台（２０１７年４月～２２年３月製造）のリコール（回収・無償修理）を国土交通省に届け出た。同社がデータ改ざんを公表したエンジンを搭載している。

国交省によると、エンジンの触媒を制御するプログラムが不適切で、触媒の性能が低下。そのため、排ガス中の窒素酸化物（ＮＯｘ）の値が基準を満たさない恐れがある。

同社は、排ガス性能の耐久試験で規制値をクリアできない可能性を認識したため、浄化装置を途中で交換して試験を続けたと公表した。これらの車両では当面の措置として触媒の再生作業を行うという。

国交省は同社の計４種類のエンジンについてデータの改ざんがあったことを確認。大量生産に必要な型式認証を取り消す処分を行う方針だ。

◇事故、事件の続報

・日大、次期理事長は学外から　７月１日に新体制発足へ

＜共同通信　2022年4月7日＞　https://nordot.app/884736995418521600?c=39546741839462401

日本大の理事長を兼ねる加藤直人学長（71）は7日、田中英寿前理事長（75）＝所得税法違反罪で有罪判決＝の脱税事件など一連の不祥事の再発防止策として、次期理事長を学外から選出し、学長や他の理事も一新して7月1日に新体制を発足させるとした組織改革に関する報告書を文部科学省に提出した。

理事長と学長の任期を2期8年までに制限し、理事会や評議員会の構成は3分の1以上を外部人材にすると明記。評議員会に理事長や理事を解任する権限を持たせることも盛り込んだ。

報告書は、外部有識者で構成する「再生会議」の提言を基に作成した。

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・「ＡＶ強要」被害後絶たず　中高生にも影響懸念―「１８歳成人」対策訴え

＜時事ドットコム　2022年4月2日＞

https://www.jiji.com/jc/article?k=2022040100756&g=soc

若い女性がアダルトビデオ（ＡＶ）への出演を強要される被害が後を絶たない。こうした中、改正民法が１日施行され、成人年齢が引き下げられた。新たに成人となった１８、１９歳が親権の対象から外れたことで、被害の若年化が懸念されている。

ＮＰＯ法人「ぱっぷす」によると、昨年１年間に寄せられたＡＶ出演の被害相談は８１件に上り、うち２０件は被害者が２０歳未満だった。これまで１８、１９歳は保護者の同意のない契約を無効にできる「未成年者取り消し権」が適用され、メーカーの販売を差し止めることができたが、成人年齢引き下げ後は取り消し権の行使が難しくなる。

国際人権ＮＧＯ「ヒューマンライツ・ナウ」事務局長を務める伊藤和子弁護士は「プロダクション側は今後、中学・高校生世代から囲い込み、１８歳になった途端にＡＶデビューさせることもあり得る」と警鐘を鳴らす。

同団体によると、被害者は「タレント、モデルにならないか」などと勧誘したプロダクションに「委任」契約を結ばされ、派遣された撮影現場でＡＶ出演を知ることが多く、「仕事を断れば違約金」などと脅される事例が目立つという。メーカーとの出演同意契約で肖像権などを手放すことになり、ネット上に出回れば半永久的に残りかねない。

伊藤弁護士は「これまで未成年者の場合は販売前に取り消し権を行使して数多く差し止めてきた。若い人ほど信じやすく、ＡＶが何かすら知らずに被害に遭っている」と明かす。

取り消し権の対象年齢引き上げを求める意見に対し、政府は「不当な手段による契約は、詐欺や脅迫を理由とする取り消し権の行使が可能」との見解を示す。しかし、伊藤弁護士は「善意の第三者という立場にある派遣先

のメーカーに対して、詐欺や脅迫を立証するのは難しい」と法の不備を指摘する。

若い女性が一層不利な立場に追いやられることが危ぶまれる中、政府は成人年齢が引き下げられた４月を「若年層の性暴力被害予防月間」と位置付けて広報、啓発を始めた。伊藤弁護士も「一生取り返しがつかないような被害がいまだに多い。自分の身をとにかく守って」と訴えた。

□***大災害、原発事故対策***

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１２８２報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）

＜厚生労働省　2022 年４月８日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=N82FxcAvtyD-qXylY

１　自治体の検査結果

小樽市、岩手県、宮城県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、藤沢市、高知市

※ 基準値超過　１件

No. 45　　岩手県産　　ヤマドリ肉　　(Cs：130 Bq/kg)

２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果

※ 基準値超過　なし

・侵入検知器、ネズミかじり故障？　東電福島第１原発

＜共同通信　2022 年４月７日＞　https://nordot.app/884763060709081088?c=39546741839462401

東京電力は７日、福島第１原発で昨年 10 月、原子炉建屋など重要施設の周辺にある「周辺防護区域」で、複数の侵入検知器や監視カメラが正常に動作しなくなる核物質防護不備があったと発表した。痕跡からネズミとみられる小動物がケーブルをかじったと判明、２日後に復旧した。

東電によると、ケーブルはポリエチレン製の管の中を通っているが、途中にある箱との接続部に約５センチの亀裂ができており、ここから小動物が入ってケーブルをかじり断線したとみられる。

同様の接続部約 500 カ所を調べると、20 カ所で小動物が入れるような損傷があり、補修した。

・令和３年度末における除去土壌等（帰還困難区域を除く）の輸送状況について

＜環境省　2022 年４月８日＞　https://www.env.go.jp/press/110874.html

福島県内に保管されている除去土壌等については、帰還困難区域を除き令和３年度末までに中間貯蔵施設へ概ね搬入を完了するとの目標を掲げ、皆様の御理解と御協力のもと安全第一で輸送を進めてまいりました。

輸送対象物量約1,400万㎥に対して、令和４年３月末時点で約1,341万㎥、約96％の進捗となりました。また、仮設焼却施設で減容化された分等を除いた中間貯蔵施設への搬入量は約1,193万㎥となりました。

令和４年度も引き続き、安全かつ確実に搬入を進めます。

環境省では、帰還困難区域を除く福島県内除去土壌等について、平成26年度から中間貯蔵施設への搬入を開始し、令和３年度末までの概ね搬入完了を目指して、皆様の御理解と御協力のもと安全第一で輸送を進めてまいりました。

この度、別紙のとおり、福島県内の仮置場等に保管されていた除去土壌等の輸送対象物量約1,400万㎥※に対して、令和４年３月末時点において、中間貯蔵施設や仮設焼却施設への搬入量及び飯舘村長泥地区における除去土壌の再生利用量の合計が約1,341万㎥、約96％の進捗となりました。また、仮設焼却施設で減容化された分や飯舘村長泥地区において再生利用された分を除いた中間貯蔵施設への搬入量は、約1,193万㎥になりました。

※ 平成30年10月集計時点の輸送対象物量（中間貯蔵施設への搬入量＋仮置場及び仮設焼却施設等での保管量）

令和４年度は、地域の事情等により令和３年度末までに仮置場等からの搬出が完了しなかった分に加え、特定復興再生拠点区域等で発生した除去土壌等について、引き続き、安全かつ確実に搬入を進めます。

添付資料

別紙　令和３年度末における除去土壌等（帰還困難区域を除く）の輸送状況について（令和４年３月末時点）

https://www.env.go.jp/press/files/jp/117873.pdf

[大噴火対策]

・噴火津波、到達時間発表へ　ほぼ音速「気圧波」要因

＜共同通信　2022 年 4 月 7 日＞　https://nordot.app/884619198992957440?c=39546741839462401

気象庁は 7 日、トンガ沖の大規模噴火に伴う津波のメカニズムに関する報告書を公表した。噴火で大気が急激に膨らみ、気圧の変化が生じて広がる「気圧波」が発生、さらに気圧波が海面に伝わることなどで津波の第 1 波が起こったとの見解を示している。噴火直後の気圧波は秒速約 340 メートルの音速に近く、日本付近では秒速 300 メートル程度だったと推定している。

分析の結果、津波の速度は気圧波の速度に近いと考えられる。同庁は今後、噴火地点から日本までの距離と、気圧波の速度から算出した津波の到達予測時間を発表する。これまでは、噴火による津波の到達予測時間は「不明」としていた。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2022 年 4 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25141.html

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年４月 10 日版）

＜厚生労働省　2022 年 4 月 10 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25140.html

・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例）を更新しました

＜厚生労働省　2022 年 4 月 10 日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00347.html

---

◇国内で累計 700 万人コロナ感染

新たに 5 万 2741 人確認

＜共同通信　2022 年 4 月 9 日＞　https://nordot.app/885473524417888256?c=39546741839462401

国内で 9 日、新たに 5 万 2741 人の新型コロナウイルス感染者が確認され、累計の感染者数は 700 万人を超えた。9 日の内訳は東京 8102 人、大阪 4200 人、神奈川 3792 人など。長野は過去最多となった。

死者は大阪 15 人、東京 6 人など計 49 人の報告があった。

また厚生労働省によると、全国の重症者は 489 人で前日から 5 人増加した。

過去に公表された感染者について、千葉や宮崎などで取り下げがあった。

◇マスコミ報道　見出し

・「第 7 波」突入間近　行動制限すべきか否か、割れる専門家の意見

＜毎日新聞　2022 年 4 月 7 日＞　https://mainichi.jp/articles/20220407/k00/00m/040/276000c

◇コロナ禍、孤独感「ある」4 割

2 万人対象、20～30 代多く

＜共同通信　2022 年 4 月 8 日＞　https://nordot.app/884949111251271680?c=39546741839462401

政府は 8 日、新型コロナウイルス禍で深刻化している孤独・孤立問題を巡り、2 万人を対象にした初の全国実態調査の結果を公表した。孤独感が「ある」と答えた人は約 4 割、「ない」との回答は約 6 割だった。孤独と感じている人は、高齢者よりも、20 代と 30 代の方が多かった。

コロナ禍で自殺やドメスティックバイオレンス（DV）、経済的困窮が拡大。政府は、背景に孤独・孤立問題があるとして担当相を設置した。孤独と感じるかどうかは個人差があるとされ、調査結果を分析し、今後の政策に反映する方針。

調査は、全国の 16 歳以上の 2 万人を無作為抽出、1 万 1867 人から有効回答を得た。

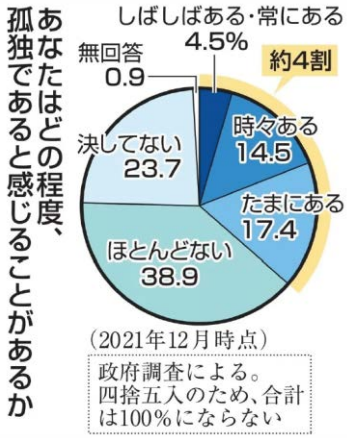

[対策・予防]

◇省庁発表

・感染拡大防止へのご協力をお願いいたします！

＜厚生労働省　2022 年４月８日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=9w1FBQDvd-A-aaJlY

・一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等について更新しました。

＜厚生労働省　2022 年４月８日＞https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0ylhISTLU8QaTYpBY

・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました

＜厚生労働省　2022 年４月８日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Qbvzs7ZZwVaI3x3TY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・ワクチン接種「ワクワク割」？

＜朝日新聞　2022 年４月９日＞

政府は、新型コロナウイルスワクチンの３回目接種を受けた人や陰性を証明できる人を対象に、映画やコンサートのチケット代を割り引く事業を始める。イベント業界の支援策だが、３回目接種を条件にすることで、ワクチン接種を促すねらいがある。開始時期や期間は、感染状視をふまえて決める。

対象となるのは、国内で開催するスポーツやテーマパーク、音楽ライブ、演劇、展示会など。イベントのチケットを買うと、１枚あたり２千円を上限にチケット代が２割引きになる。１回の購入の上限は１人５枚で、複数回利用できる年間パスポートなどは対象とならない。

経済産業省は、21年度の補正予算で「イベントワクワク割」事業として388億円を計上している。

◇大学等関係

・大規模会場で学生接種促進へ　首相、費用支援を表明

＜共同通信　2022 年４月７日＞　https://nordot.app/884746452382679040

◇濃厚接触言えずに…出勤　「同僚や客に迷惑かかる」
専門家警告「リバウンドも」

＜朝日新聞　2022 年４月９日＞

新型コロナウイルス感染者と濃厚接触した疑いがあっても、自宅待機や検査などの制限を守らずに、職場に出勤し続けた人たちがいる。同僚や客らに迷惑がかかるので休みにくかったという。感染症の専門家は、職場でのクラスター（感染者集団）発生やリバウンド(感染再拡大)の危険性を指摘する

大阪府内の内装業の40代男性は第6波の１月、現場で一緒だった仕事仲間から「体の節々が痛い」と聞いた。この仲間は陽性と判明した。休憩中に会話し、お茶を飲んでいる間はマスクを外していた。男性は無症状だったが、「濃厚接触者にあたるかもしれない」と不安になった。

職場では何も聞かれなかった。その後の勤務について、元請け業者の社長に「どうしますか」と聞いた。逆に

社長から「そっちはどうしたい？」と質問され、答えに窮していると、「工期は引き延ばせないから、症状がないなら気にせずやってほしい」と言われた。

社長の言葉を受け、自宅待機はしなかった。検査キットは、購入しなかったという。他の作業員と一緒になることを避け、夜間に一人だけで作業を続けた。

男性は「自分の都合で決められない。作業員が休むと、現場がストップしてしまうのもわかる」と話した。

◇

関西地方で飲食屈を営む40代男性は第５波の昨年８月、40度超の発熱をした調理担当から「陽性だった」と連絡を受けた。控室で日々話し込み、仕事帰りにマスクを外して会食していた。

自分でも濃厚接触者の定義を調べ、「マスクなしで１㍍以内で15分以上接触」などに「当てはまる」と思った。症状はなかった。

数日間だけ自宅にこもったが、営業を続けた。検査キットの購入もしなかった。主にお酒を作って客に持っていく役をしていた。休んだ間は別の飲食居の知人たちに代役を頼んだ。

調理担当の症状は重く、約２週間入院したが、客には休みの理由を伝えないままだった。他の従業員が濃厚接触者にあたるか調べることはしなかった。屋外で飲食できるため真夏が繁忙期で、「予約が入り続けていたし、いきなり店を閉めてお客さんを不安にさせたくなかった」と話した。

不安殺し検査受けず

西日本のある小学校に勤める男性教員は、２月に同僚の複数の教員が感染し、自らも濃厚接触者となった可能性が高いと認識していたが､検査を受けなかった｡周囲の教員からも検査を受けたとは聞いたことがないという。

この男性教員らは給食を職員室で食べていた。なるべく黙食していたが、急な業務が入ったり電話がかかってきたりして、マスクを外したまま会話をすることが「どうしてもあった」という。近くの席で食べていた教員も陽性者となった。

この陽性になった教員とは、給食以外の時間にも至近距離で長時閑語した。「その時はマスクはしていたけれど、自分は濃厚接触者にあたるんじゃないかという気もしていた」と話す。

検査を受けず、出勤し続けた理由について「教師の欠勤が相次いで学校が回っていなかった。もし検査してこれ以上陽性者が出たら、学校がパニック状態になることは、自分もみんなもわかっていた」と話した。

「経営面でもしっぺ返し」

濃厚接触者は、待機期間が段階的に短縮され、第６波のオミクロン流行中は職場での特定が不要とされた。感染症内科医の岩田健太郎・神戸大教授は「欠勤者が相次ぐと経営や社会活動が回らないので、制限を徐々に緩めるのはやむを得ない面もあり、どこで線引きするかは難しい」と話す。その上で、「科学的な根拠なしに勝手に待機期間をゆるゆるにすると、周囲の多くの人の健康に影響しかねない」と強調する。

職場での感染拡大の危険性に加え、「経営面でも強烈なしっぺ返しを食らうおそれがある」。濃厚接触者となれば待機すると約束しておくことが必要だという。「部下や下請けに『今回はおれの顔を立ててくれ』とその揚しのぎで頼むことがないよう、リーダーがリスクを自覚して変わるべきだ」と指摘する。

■厚労省が求める待機期間

2020年～	感染者と最後に接触した日の翌日から14日間
22年１月14日～	10日間
28日～	７日間
３月16日～	原則７日間。待機４、５日目に抗原検査キットで陰性を確認すれば５日目に解除

****

[3] ***健康安全***

◇小学校高学年から中学生の３割 うつ症状あっても「相談しない」

＜NHK　2022 年 4 月 11 日＞

https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220411/k10013576241000.html?cid=orjp-noltop-news-3

コロナ禍が子どもたちの精神面に与える影響について国立成育医療研究センターがアンケート調査を行ったところ、小学校高学年から中学生のおよそ３割が自分にうつの症状があっても「誰にも相談しない」と答えたことが

分かりました。専門家は「子どもが心を開ける状態を作ることが必要だ」と指摘しています。
国立成育医療研究センターのグループはコロナ禍で子どもの精神面にどんな影響があったかを調べるため、去年12月、全国50の自治体の小学5年生から中学3年生までの子どもたちにアンケートを郵送し、合わせて2400人余りから回答を得ました。
それによりますと、小学5年生と6年生では9%、中学生では13%で頻繁に気分が落ち込むなど、中等度以上のうつの症状が見られたということです。
また、うつの症状があった場合、誰かに相談できるかを尋ねたところ、小学5年生と6年生では25%、中学生では35%が「誰にも相談しないでもう少し様子をみる」と答えました。
グループによりますと、うつの症状が重くなるほど相談しないと答えた子どもの割合が高くなる傾向があったということです。
国立成育医療研究センター社会医学研究部の森崎菜穂部長は「苦しい状況の子どもほど迷惑をかけたくないと思う傾向がうかがえる。子どもの声を聞いてあげて、心を開きやすい状態を作ることが必要だ」と話していました。
****

[4] ***肥料***

◇肥料を登録した件（農林水産省告示第699号）

［官報］ 令和4年4月11日　本紙　第712号　3～4頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220411/20220411h00712/20220411h007120003f.html

肥料の新規登録29件が公示された。

****

[5] ***食品安全衛生関係***

◇遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（文部科学省・環境省告示第1号）

［官報］ 令和4年4月11日　本紙　第712号　2～3頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220411/20220411h00712/20220411h007120002f.html

承認を受けた遺伝子組換え生物等の種類：イネ

◇食品ロスから価値ある食品　サーキュラーフード目指すコオロギ研究者

＜朝日新聞　2022年4月9日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ483Q9YQ3KPLBJ005.html

食品ロスを付加価値の高い新たな食品へ。そんな循環づくりを目指すのは、食用コオロギを養殖するベンチャー企業の最高経営責任者で、コオロギ研究者の渡辺崇人さん（37）だ。

まだ食べられるのに捨てられる「食品ロス」。世界の年間食料援助の1・4倍にあたる年570万トンが日本で発生する。その無駄を資源として循環させる食品を「サーキュラーフード」と呼び、社会に定着させることを目指す。

コオロギの発生を研究する生物学者だが、「昆虫が環境負荷の低い未来のたんぱく源になる」と食用コオロギの養殖から商品化まで一貫生産するベンチャーを2019年に起業した。ここから、循環型食品のアイデアが生まれた。

コオロギのエサは、小麦ふす…

****

[6] ***環境安全関係***

◇第89回作業環境測定士試験の実施（厚生労働省）

［官報］ 令和4年4月8日　号外　第78号　43～45頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220408/20220408g00078/20220408g000780043f.html

----＞ 末尾［付録］

****

[7] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和4年度「英知を結集した原子力科学技術・人材育成推進事業」における新規採択課題の公募開始に関する

お知らせ ―国際協力型廃炉研究プログラム(日英原子力共同研究)―
＜文部科学省　2022 年 4 月 8 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agfnac5qixoM5nb0
****
[8] *関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等*
[開催案内]
・産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会　電力安全小委員会　電気設備自然災害等対策ワーキンググループ（第 15 回）　　4 月 22 日
＜経済産業省　2022 年 4 月 8 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/44589
　　令和４年３月に発生した福島県沖地震の被害概要とその対応について
****
[9] *その他*
◇*インフルエンザ、感染症関係*
・北海道の死亡野鳥（野鳥国内 67、68 例目）及びタヌキにおける高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性について
＜環境省　2022 年 4 月 8 日＞　https://www.env.go.jp/press/110915.html
・北海道の死亡野鳥におけるＡ型鳥インフルエンザ遺伝子検査陽性について
＜環境省　2022 年 4 月 8 日＞　https://www.env.go.jp/press/110914.html

・タヌキからも高病原性鳥インフル　キタキツネに続き　北海道で感染増
＜朝日新聞　2022 年 4 月 8 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ48658QQ48IIPE01X.html
　北海道は 8 日、札幌市内で見つかった衰弱したタヌキ 1 匹が、高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染していたと発表した。道や環境省によると、国内でのタヌキの感染は初とみられる。札幌市では 4 日にも、国内の哺乳類で初となるキタキツネへの感染が確認された。道内では今シーズン、野鳥への高病原性への感染が過去最多ペースで、道は警戒を強めている。
　3 月 31 日～4 月 1 日に市内 2 カ所でハシブトガラスの死体がみつかり、高病原性への感染が確認された。うち 1 カ所の近くでタヌキがみつかった。
　昨年 10 月以降、道内では感…

◇*その他*
・工学分野の女子比率 15%　理学は 30%、地域差も
＜共同通信　2022 年 4 月 7 日＞　https://nordot.app/884619157177876480?c=39546741839462401
　2021 年度入学の大学生の分野別進路状況について、工学分野の入学者に占める女性比率の全国平均は 15.2%だったことが 7 日、内閣府の分析調査で分かった。理学分野も 30.2%にとどまった。地域によって開きが見られ、内閣府は「地域の特性に応じた施策を通じ、女性の選択肢を増やせるよう後押ししたい」としている。日本の理工系分野の入学者に占める女性割合は、経済協力開発機構（OECD）加盟各国の平均を大きく下回る。理系の人材育成が課題となっている。
　内閣府は、文科省が 21 年に実施した調査を再分析。都道府県別では、工学分野入学者の女性比率が 20%を超えたのは山形だけ。

・大学生内定、過去最高 38%　23 年卒、1 日時点調査
＜共同通信　2022 年 4 月 7 日＞　https://nordot.app/884682582658596864?c=39546741839462401
　就職情報サイト「リクナビ」を運営するリクルート（東京）は 7 日、2023 年卒業予定大学生の今月 1 日時点の就職内定率を 38.1%と発表した。就職活動が現行日程になった 17 年卒以降で過去最高。前年同時点に比べ 10 ポイントも増えた。
　同社の就職みらい研究所の栗田貴祥所長は、新型コロナウイルス禍で採用を止めた航空会社や旅行会社が採用

を再開するなど企業の意欲が高まったと指摘。「IT 人材の奪い合いも早期化の要因だ」と分析した。就活がオンライン中心となり、効率的に進んでいるとの見方も示した。

内定を得た企業を業種別に見ると「情報通信業」が 29.1%で最も多かった。

・家族ケア、大学生は 16 人に 1 人　対象は「母親」最多

＜共同通信　2022 年 4 月 7 日＞　https://nordot.app/884711039181717504?c=39546741839462401

厚生労働省は大学 3 年生に対する実態調査を昨年 12 月～今年 1 月に実施し、9679 人の回答を得た。「世話をしている家族がいる」と答えたケアラーは 6.2%（約 16 人に 1 人）。世話の対象は「母親」との回答が最も多く、39.8%だった。精神疾患（疑いを含む）や、外国人で日本語が不自由なことが世話の理由と思われる回答が多かった。

母親に関する世話内容は過半数が「家事」。「感情面のサポート」「家計を助ける」が続いた。

家族のケアのために大学進学の際に苦労したことや影響があったかを尋ねた質問には、「学費等の制約や経済的不安があった」26.7%。

・ウクライナの学生に山梨大が遠隔授業開始　現地から学生ら謝意

＜朝日新聞　2022 年 4 月 9 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ487XDWQ48UZOB009.html

ロシアによる侵攻のため授業を受けられないウクライナの学生を対象に、山梨大は遠隔授業を始めた。8 日にあったオンライン会見で、現地の学生は「私たちに希望を与えてくれた」と感謝を述べた。

山梨大によると、授業は同大の教員らが「ディープラーニング講座」など AI 分野 7 科目の講義動画を英語で作成。オンデマンド型の教材として 4 日からウクライナの国立航空宇宙大学と国立経済大学の学生 36 人に順次配信した。希望者は増え、8 日現在で 4 大学 531 人にのぼる。

山梨大の大村記念ホールで行われた記者会見にオンラインで臨んだ大学院生のアリョーナ・ヴェプリツカさんは「私たちにチャンスをいただき山梨大の皆さんに感謝しています。大変な状況ですが、勉強したいのです」と話した。

ヴェプリツカさんは父親と祖父を残して母親らとハルキウを脱出し、ポーランドで避難生活を送りながら、山梨大の授業をパソコンで受け始めた。「先生に会えるとワクワクする。とても面白いし、好きな時に受講できて何度も繰り返し動画を見られるので便利です」と感想を述べた。

北東部のハルキウにある国立航空宇宙大副学長のセルギー・マルコビッチさんは大学周辺の状況について「ロシアの砲撃を受けて大学内の建物がいくつか破壊された。だが、ネットのおかげで山梨大と協力できて良かった」と語った。

遠隔授業は、国立航空宇宙大からの要望を受け、山梨大で博士号を取得したウクライナ出身の大学職員フォミチョヴァ・クセニヤさん（40）らが仲立ちして実現した。今後は講義動画に加えて、オンラインディスカッションや期末試験などの評価も行う予定だ。

****

[付録]

◇第 89 回作業環境測定士試験の実施（厚生労働省）　　*上記［6］関係*

［官報］　令和４年４月８日　号外　第 78 号　43～45 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220408/20220408g00078/20220408g000780043f.html

第 89 回作業環境測定士試験の実施

作業環境測定法施行規則(昭和 50 年労働省令第 20 号)第 18 条の規定に基づき、第 89 回作業環境測定上試験の日時、場所その他試験の実施に関し必要な事項を次のとおり公告する。

令和４年４月８日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

１　試験の種類及び日時

(1)　第一種作業環境測定士試験

令和４年８月 24 日(水)午前 10 時から

令和４年８月 25 日(木)午前９時 30 分から

(2)　第二種作業環境測定士試験
　令和４年８月 24 日(水)午前 10 時から

２　試験地　北海道、宮城県、千葉県、東京都、愛知県、兵庫県、広島県及び福岡県

３　受験資格

(1)　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（旧大学令（大正７年勅令第 388 号））による大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校を含む。以下同じ。）において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を修了した者を含む。）で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

(2)　学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を含む。(4)において同じ。）又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後３年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

(3)　学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程以外の課程を修めて卒業した者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（(5)において「機構」という。）により学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後３年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

(4)　学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科以外の学科を修めて卒業した者（学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 150 条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後５年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

(5)　機構により学士の学位を授与された者（理科系統の正規の課程を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

(6)　職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第９条に定める応用課程の高度職業訓練のうち同令別表第７に定めるところにより行われるもの（当該訓練において履修すべき専攻学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

(7)　職業能力開発促進法施行規則第９条に定める専門課程又は同令第 36 条の２第２項に定める特定専門課程の高度職業訓練のうち同令別表第６に定めるところにより行われるもの（職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成５年労働省令第１号。(9)において「平成５年改正省令」という。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則(以下「旧能開規則」という。）別表第３の２に定めるところにより行われる専門課程の養成訓練並びに職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(昭和 60 年労働省令第 23 号)による改正前の職業訓練法施行規則(以下「昭和 60 年改正前の職業訓練法施行規則」という。）別表第１の専門訓練課程及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和 53 年法律第 40 号）による改正前の職業訓練法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「旧職業訓練法」という。）第９条第１項の特別高等訓練課程の養成訓練を含む)(当該訓練において履修すべき専攻学科又は専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

(8)　職業能力開発促進法施行規則第９条に定める普通課程の普通職業訓練のうち同令別表第２に定めるところにより行われるもの（旧能開規則別表第３に定めるところにより行われる普通課程の養成訓練並びに昭和 60 年改正前の職業訓練法施行規則別表第１の普通訓練課程及び旧職業訓練法第９条第１項の高等訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履修すべき専攻学科又は専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後３年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

(9)　職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和 53 年労働省令第 37 号。(11)において「昭和 53 年改正省令」という。）附則第２条第１項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成５年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程及び旧職業訓練法第９条第１項の専修訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履修すべき専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後４年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

(10)　職業能力開発促進法施行規則別表第 11 の３　の３に掲げる検定職種のうち、一級、二級又は単一等級の技能検定（当該技能検定において必要とされる知識が主として理学又は工学に関する知識であるものに限る。）に合格した者で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

(11)　職業能力開発促進法施行規則第９条に定める専門課程の高度職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第６の訓練科の欄に定める化学システム系環境化学科の訓練（旧能　開規則第９条に定める専門課程、昭和 60 年改正前の職業訓練法施行規則別表第１の専門訓練課程及び旧職業訓練法第９条第１項の特別高等訓練課程の養成訓練のうち旧能開規則別表第３の２、昭和 60 年改正前の職業訓練法施行規則別表第３の２及び昭和 53 年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則別表第３の２（職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和 51 年労働省令第７号）附則第２条の規定による廃止前の特別高等訓練課程の養成訓練に関する基準等を定める省令（昭和 50 年労働省令第 17 号）別表を含む。）の訓練科の欄に掲げる環境化学科の訓練を含む。）を修了し、かつ、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 21 条第１項（同法第 26 条の２において準用する場合を含む。）に規定する技能照査（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 56 号）による改正前の職業訓練法第 12 条第１項に規定する技能照査を含む。）に合格した者

(12)　職業能力開発促進法第 28 条第１項の規定により職業能力開発促進法施行規則別表第 11 の免許職種の欄に掲げる化学分析科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者

(13)　職業能力開発促進法施行規則別表第 11 の３の３に掲げる検定職種のうち、化学分析に係る一級又は二級の技能検定に合格した者

(14)　8 年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者

(15)　計量法（平成４年法律第 51 号）第 122 条第１項の規定により計量法施行規則（平成５年通商産業省令第 69 号）第 50 条第１号に規定する環境計量士（濃度関係）の登録を受けた者

(16)　診療放射線技師法（昭和 26 年法律第 226 号）第２条第２項に規定する診療放射線技師

(17)　技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第４条第１項に規定する第二次試験に合格した者、同法第 32 条第１項の規定により登録を受けた技術士（化学部門、金属部門若しくは応用理学部門に係る登録を受けた者に限る。）又は同項の規定により登録を受けた技術士（衛生工学部門に係る登録を受けた者に限る。）で空気環境の測定の実務に３年以上従事した経験を有するもの

(18)　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 22 条の２第１項若しくは第 50 条の２第１項の規定により選任されている核燃料取扱主任者若しくは同法第 22 条の３第１項の核燃料取扱主任者免状を有する者で放射性物質の濃度の測定の実務に３年以上従事した経験を有するもの又は同法第 40 条第１項の規定により選任されている試験研究用等原子炉主任技術者若しくは同法第 43 条の３の 26 第１項の規定により選任されている発電用原子炉主任技術者若しくは同法第 41 条第１項の原子炉主任技術者免状を有する者で放射性物質の濃度の測定の実務に３年以上従事した経験を有するもの

(19)　放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）第 34 条第１項の規定により選任されている同法第 35 条第１項の第一種放射線取扱主任者免状を有する放射線取扱主任者又は同項の第一種放射線取扱主任者免状を有する者で放射性物質の濃度の測定の実務に３年以上従事した経験を有するもの

(20)　臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）第２条に規定する臨床検査技師又は臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 39 号）附則第３条第１項に規定する者

(21)　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和 46 年法律第 107 号）第８条に規定する公害防止管理者試験（騒音発生施設又は振動発生施設について選任すべき公害防止管理者に係るものを除く。）又は公害防止主任管理者試験に合格した者

(22)　労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 72 条第１項の規定により第一種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者で、それぞれ５年以上又は３年以上労働衛生の実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う労働衛生一般及び労働衛生関係法令に関する講習を修了したもの

(23)　労働安全衛生法第 81 条第２項に規定する労働衛生コンサルタント

(24)　労働安全衛生法第 93 条第１項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者

(25)　労働基準監督官又は労働基準監督官であった者

(26)　作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号）第５条に規定する作業環境測定士試験（嫻において「作業環境測定士試験」という。）に合格した者（作業環境測定法施行規則第５条第１項第２号又は第３号の規定による認定を受けた者及び第５条の２に規定する者を含む。）

(27)　作業環境測定法施行規則第 16 条第１項第１号から第４号までに掲げる科目の作業環境測定上試験を受け、一部の科目について合格点を得た者（当該合格点を得た科目の試験の行われた月の翌月の初めから起算して２年以内に実施される試験を受ける者に限る。）

(28)　その他(17)（技術士法第４条第１項に規定する第二次試験に合格した者に限る。）、(24)又は(25)に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

４　受験申請書の提出期間　令和４年５月 27 日（金）から令和４年６月 24 日（金）まで。なお、郵便による受験申請書の提出は、令和４年６月 24 日（金）までの消印のあるものを有効とする。

５　合格者の発表　　令和４年 10 月６日（木）

６　試験の実施に関する事務を行う者　この試験の実施に関する事務は､作業環境測定法第 20 条第１項の規定により指定した公益財団法人安全衛生技術試験協会に行わせるものとする。

７　受験申請書の提出先　公益財団法人安全衛生技術試験協会（〒101-0065　東京都千代田区西神田３丁目８番１号　千代田フアーストビル東館９階　電話 03-5275-1088）

８　受験申請書用紙の交付　次の場所において交付する。

(1)　公益財団法人安全衛生技術試験協会の本部及び各安全衛生技術センター

(2)　各都道府県労働基準（労務安全衛生）協会（連合会）

(3)　中央労働災害防止協会の各地区安全衛生サービスセンター

(4)　公益社団法人日本作業環境測定協会の本部

********** 以上 **********